

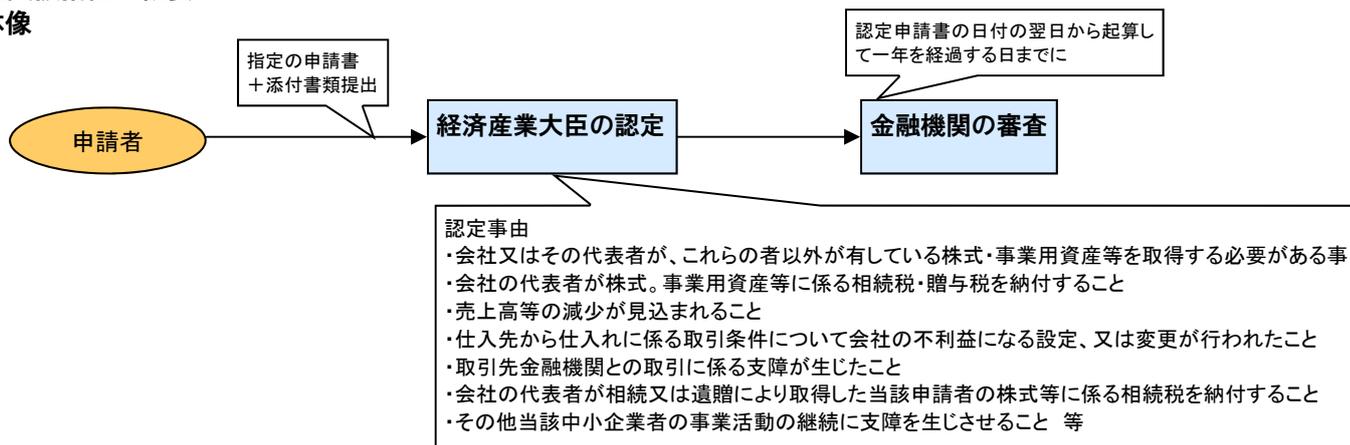
## 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律 第2回 金融支援措置

### ■背景

先代経営者の死亡や退任により事業承継をする際には、相続などにより分散した株式等や事業用資産等の買取りやこれらの資産に係る相続税の納税、親族外承継(MBO、EBO等)による、先代経営者から株式等の買取り資金等、多額の資金が必要となり、また、経営者の交代により信用状態が悪化し、銀行の借入条件や取引先の支払条件が厳しくなる場合がある。そこで、以下の金融支援措置が設け、事業承継の円滑化を図っている。

### ■金融支援措置の概要

#### (1)全体像



#### (2)内容

##### ①中小企業信用保険法の特例

- ・信用保証協会の債務保証制度について、普通保険・無担保保険・特別小口保険のそれぞれに特別枠を設ける。
- ・経済産業大臣の認定を受けた**中小企業者**が対象

○保険の種類	通常の付保限度額	特別枠	合計限度額
普通保険	2億円	2億円	2億円
無担保保険	8,000万円	8,000万円	8,000万円
特別小口保険	1,250万円	1,250万円	1,250万円

##### ②株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例

#### ○事業承継支援資金融資

～概要～

- ・**代表者個人**が中小企業者の事業活動の継続に必要な場合の融資(従来は不可)
- ・金利:特別利率の適用
- ・経済産業大臣の認定を受けた**中小企業者の代表者**に対応

対象	①後継者不在等により事業継続が困難となっている企業から事業の譲渡、株式の譲渡、合併により事業を承継する者 ②株主等から自己株式及び事業用資産の取得等を行う法人 ③事業用資産の取得等を行う後継者(個人事業主) ④認定を受けた中小企業者の代表者
資金用途	事業承継を行うために必要な設備資金及び長期運転資金(④については本法により認定を受けた資金)
貸付限度額	直接貸付 7億2,000万円(運転資金 4億8,000万円)
貸付期間	15年以内(運転資金 7年以内)
貸付利率	2億7,000万円を限度に 特別金利

(留意事項) 掲載内容は、掲載時点における情報であり、その後の法令等の改正によっては、実際の取扱いが掲載内容とは異なるおそれがあることをご理解下さい。  
また、この情報を参考にされ、何らかの意思決定をされる場合は、必ず信頼できる専門家の助言を受けた上で実施していただきますようお願いいたします。

## 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律 第2回 金融支援措置

### ○法人による自社株式等の取得に係る制度融資の創設（H20年4月）

～概要～

対象	安定的な経営権を確保し、事業を継続していくために株主等から自己株式等を取得する法人
資金使途	事業承継を行うために必要な資金
貸付限度額	中小企業事業 7億2,000万円、国民生活事業 7,200万円
貸付期間	15年以内（運転資金 原則5年以内）
貸付利率	2億7,000万円を限度に 特別金利

### ○OM&A支援に関する制度融資の創設（H20年4月）

～概要～

対象	後継者不在等により事業継続が困難となっている者からの事業の譲渡や株式の譲渡等により、事業を承継する新設及び既存事業者
資金使途	事業承継を行うために必要な資金
貸付限度額	中小企業事業 7億2,000万円、国民生活事業 7,200万円
貸付期間	15年以内（運転資金 原則5年以内）
貸付利率	2億7,000万円を限度に 特別金利

（留意事項）掲載内容は、掲載時点における情報であり、その後の法令等の改正によっては、実際の取扱いが掲載内容とは異なるおそれがあることをご理解下さい。  
また、この情報を参考にされ、何らかの意思決定をされる場合は、必ず信頼できる専門家の助言を受けた上で実施していただきますようお願いいたします。